

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	みよし市

みよし市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 愛知県みよし市環境経済部産業課
所在地 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
電話番号 0561-32-8015
FAX番号 0561-34-4189
メールアドレス sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	愛知県みよし市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	833千円／86a

(2) 被害の傾向

イノシシは市内北部（豊田市との市境）の農地で目撃情報がある。水田の畔を掘り起こす、稲を倒す等の被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	833千円	500千円
被害面積	86a	50a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成29年度にイノシシ捕獲用の捕獲おりを購入。イノシシの出没情報が多い市北部の人通りの少ない農道1カ所に設置。平成29年度には5頭、平成30年度には2頭のイノシシが捕獲された。	出没エリアが住宅地から近いいため、捕獲おり設置場所が限られ、動かすことができない。そのため一度捕獲すると警戒心が強くなるため、捕獲おりにかからなくなる。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農家が必要に応じて防護柵を設置。それに対して経費の一部を補助している。	補助額の上限があるため、経費が高くなるほど補助割合が低くなる。そのため大規模な防護柵の設置の促進にはつながっていない。

(5) 今後の取組方針

- ・粘り強い餌やりによりイノシシを捕獲おりに誘導、アニマルセンサーを導入し捕獲をより確実なものとする。
- ・実態や被害を把握するため、農家への聞き取り及び現場確認を行う。
- ・被害防止に関する理解を深めるため、被害防止マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を行う。
- ・みよし市担当職員においては、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲おりを設置。見回り及び捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年	イノシシ	アニマルセンサーを導入し、捕獲おりによる捕獲をより確実なものとする。
令和3年	イノシシ	同上
令和4年	イノシシ	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
以前の実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
引き続き市内北部1カ所に既存の捕獲おりを設置、4月1日から2月末までの期間で捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みよし市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	防護柵の整備予定はないが、必要に応じて設置を検討する。	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	なし	なし
3	同上	同上
4	同上	同上

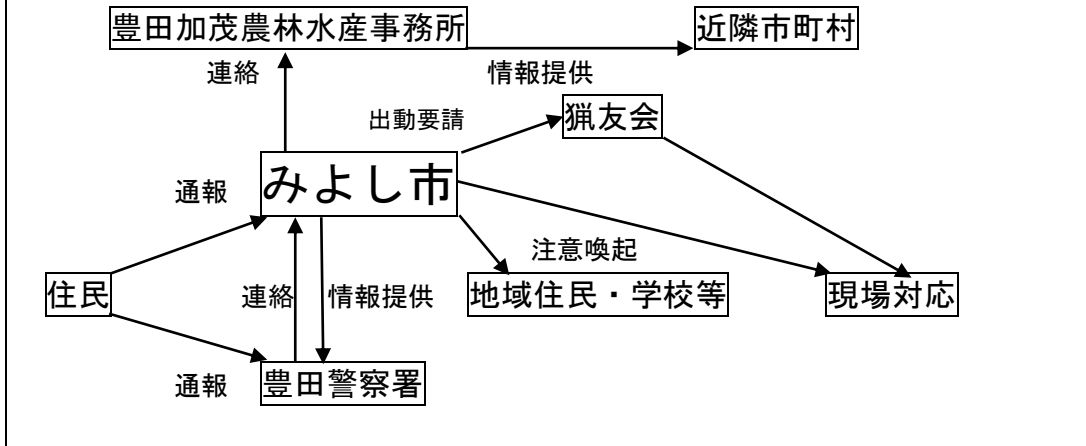
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みよし市	住民からの通報を受けて、猟友会・警察署との連絡調整及び地域住民・学校等への周知
愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課	市からの情報を受けての助言及び他市町村への情報提供
みよし猟友会	市からの出動要請を受けての現場対応
愛知県豊田警察署	住民からの連絡を受けて市への連絡、また状況に応じて現場への出動、住民への注意喚起、避難指示等

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの勤務時間外の通報に対しては、宿日直者に緊急連絡先（産業課農政担当者）を明らかにしておく。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設等において、原則焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現時点では、協議会及び実施隊の設置予定はないが、今後、必要に応じて設置の検討をしていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

数値として具体的な被害報告は上がっていないが、目撃情報のある中小型獣類及び鳥類を今後、必要に応じて計画に盛り込む修正を行っていく。